

令和 7 年 4 月 8 日

保 護 者 様

朝来市立大蔵小学校
校長 福田 秀則

「気象警報」発令時の登下校について

桜花の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、本校の教育にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、見だしの件につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、当該臨時休校に関する告知放送等は行いませんので、各ご家庭において、テレビやラジオ、インターネットなどから得られる気象情報をもとにご確認いただきますようお願いいたします。

また、警報の発令地域に朝来市が該当するかについては、複数の情報媒体で確かめていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 午前 6 時の時点で「警報」が発令されている場合
 - (1) 小学校は臨時休校とします。
 - (2) 学童クラブは開設しません。
- 2 小学校の始業時刻（8 時 10 分）までに「警報」が発令された場合
 - (1) 小学校は臨時休校とします。
 - (2) 学童クラブは開設しません。
 - (3) すでに登校した児童については、保護者と連絡を取り合いながら帰宅させる(引き渡しを含む)など、児童の安全確保を第一にして対応します。
- 3 児童が登校した後に「警報」が発令された場合
 - (1) 保護者と連絡を取り合いながら児童を帰宅させる(引き渡しを含む)など、児童の安全確保を第一にして対応します。
 - (2) 学童クラブは開設しません。ただし、学童クラブ開設後（児童下校後）に「警報」が発令された場合は、学童クラブでの帰宅対応となります。
- 4 該当する「警報」
 - (1) 種類
大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪（「特別警報」を含みます）
 - (2) 発令地域
「朝来市」に上記警報が発令されている場合
※ 報道機関によっては、「但馬南部」「兵庫県北部」「兵庫県」と表現される場合がありますが、「朝来市」が入っていない場合は、いずれも対象外です。くれぐれもご注意ください。